

## 平成30年第10回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 平成30年10月31日（水）午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

### 2. 会議構成人員（38名）

#### 出席農業委員（18名）

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
10番	齋藤茂	委員	11番	星保雄	委員
12番	和田一男	委員	13番	塩田一也	委員
14番	矢吹幸彦	委員	15番	大戸文治	委員
16番	本宮勝正	委員	17番	矢野正則	委員
18番	北野唯道	委員	19番	砂塚功	委員

#### 欠席農業委員（1名）

9番 緑川喜文 委員

#### 出席農地利用最適化推進委員（17名）

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	山内喜一	委員
富永進	委員		

#### 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

秋 元 幸 一 委 員

飛 知 和 金 一 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	竹内 忍	副 主 査	渡部 美紗
表郷分室長	山口 清美	東 分 室 長	近内 友明

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成30年第10回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が1件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が3件、合わせて10件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

---

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

今ほど、局長からもありましたように、大半の方が秋の取り入れ作業を終了されたのかなと思います。まだ、管内には少し稲刈りの終わっていない田んぼが見受けられますが、あらかしになったのかなということでございます。

最近のニュース等を見ていますと、年内にTPPがオーストラリアの国内決議を経ますれば発令されるのかなというような状況まで来たようであります。あと、アメリカとの話し合いも始まるようなことでございます。これからも注意深く、その辺を見守り続けていきたいと思っております。

本日、合わせて10件をご審議いただきますが、大変お疲れの中でしょうが、よろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

---

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、3番、今井直敏委員、4番、滝田文雄委員の両名を指名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

9番、緑川喜文委員、秋元幸一委員、飛知和金一委員の3名であります。

---

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。  
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成30年10月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（竹内副主査） それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1朗読】

以上、その1の案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信大屋地区担当の高久亨です。

今回、譲渡人と譲受人に立ち会っていただいて、27日、現地を調査してまいりました。この件は、先ほど事務局の話にありましたように、農振外ということで、その前の週にあっせん会議で譲受人が、後でということだと思うんですが、売買するということであっせん会議を開いて、その後に、また、これが出てきたというか、残っていたために、現地確認してまいりました。何ら問題ないかと思いますので、皆様方のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

---

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年10月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、5ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

転用許可の基準といたしましては、第1種農地の規定、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 金山地区担当の橋本です。

去る27日に鈴木委員と私と設定人の息子の3人で現地を見てきました。なお、被設定人の代理人は遠方のため、電話にて許可申請を確認いたしました。間違いのないことです。

何ら問題はないので、皆様の協議、よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、10ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の鈴木です。

今回の申請につきましては、去る25日、齋藤委員、私、それから、譲渡人、譲受人、行政書士の以上5名で現地確認いたしました。

申請について、兩名とも申請内容のとおりということで、何ら問題ないというようなことで、皆さんの審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、15ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部担当の茂木です。

この案件については、去る27日、砂塚委員と譲受人と、私の3人で現地調査を行いました。譲渡人は、前日、この申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

現地調査の結果ですが、申請地の東側が住宅地、南側が市道、西側が市道となっております。周辺農地には全く影響がないと思われまますので、皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、20ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区の橋本です。

去る27日に鈴木委員と譲渡人、譲受人の4名で、現地にて申請内容を確認し、現地を見ました。

周辺の農地へ及ぼす影響はないと思われまますので、皆様の審議、よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、25ページをごらんください。

【その5朗読】

以上のことから、公共施設至近距離区域内農地に該当します。立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

斎藤委員 白坂地区担当の斎藤です。

今回の申請について、去る27日に山本委員、矢野委員と、譲渡人の代理人の行政書士と譲受人にお会いし、申請内容を確認いたしました。

転用による周辺の農地への影響については、問題ないと思われま

皆様のご審議、よろしくお願い申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

続きまして、農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、30ページをごらんください。

**【その6朗読】**

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。転用許可の基準といたしましては、第1種農地の規定、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われま

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の鈴木です。

この件につきましても、一時転用ということで去る25日に齋藤委員、私、それから、設定人、並びに被設定人の5名で立ち会いたしました。

立ち会の結果、申請内容について確認いたしたところ、申請内容のとおりということで、何ら問題ないと思われま

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

---

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

35ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成30年10月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会長 事務局より説明をさせます。

事務局（渡部副主査） それでは、37ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【所有権の移転第1号朗読】

この案件につきましては、去る10月10日に大信大屋地区担当委員の北野委員、高久委員立ち会いのもと、あっせん会議を開催し了承を得た内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第2号並びに所有権の移転第1号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第2号並びに所有権の移転第1号について、原案のとおり承認いたします。

---

◎その他

会長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

総体的に皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長 なければ、その他、事務局より報告事項がございます。

では、事務局、お願いします。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

本日、配付させていただいております資料のご確認をお願いいたします。

まず、農の雇用事業参加者募集のお知らせが1枚、次に3枚つづりの県下農業委員会大会

の関係資料、こちらは大会参加のご連絡をいただいた委員さんへお配りしております。

次は、色違いで4枚つづりの地区別労賃協定表になります。

最後は、ビニール袋に入りました農業者年金と農業新聞のパンフレット、クリアファイルなどになります。

資料のご確認のほう、大丈夫でしょうか。資料に過不足がある場合には事務局までお知らせ願います。

それでは、1点目ですが、11月13日火曜日、福島のパルセいいざかで開催されます県下農業委員会大会の参加者につきましては、委員20名、事務局2名、私、斎藤と渡部の合計22名の参加となります。お車でお越しの場合、資料にもございますが、市役所東側の市民会館跡地の駐車場へ駐車願います。この駐車場が集合場所、バスの乗車場所となります。集合時間は午前10時20分としておりますので、よろしく願いいたします。なお、会費3,000円については当日徴収させていただきますので、こちらをあわせてよろしく願い申し上げます。大会詳細につきましては資料のほうをご確認願います。

2点目は、色つき紙の配付資料、標準農作業労賃協定表になります。この協定表は、今年度の各地区単位で定めております作業種別ごとの労賃の目安となっているものでございます。この資料を参考にいただきまして、来月総会後に予定しております検討会に、来年度の農作業労賃について各位の検討結果などお持ち寄りくださいますようお願い申し上げます。

また、検討会では白河、表郷、大信、東の4地区に分かれていただき、ご協議、ご検討をいただく予定としております。その結果を踏まえまして、来年度の労賃単価の決定をしてみたいと考えております。ご協力よろしく願いいたします。

3点目は、農業者年金、全国農業新聞のパンフレットなどが届いておりますのでお配りいたします。ビニール袋に入っておりますので、皆様方にはご担当地区での推進活動の際にお役立ただければと存じます。地元農業者の方々へ加入、購読に向けたPR等、よろしくお願い申し上げます。

4点目になります。

県農業会議より農の雇用事業の案内がございましたので配付させていただいております。こちらについては、後ほどご覧いただければと存じます。

最後になりますが、次回総会は11月30日金曜日、こちら市役所正庁で開催いたします。

先程も申し上げましたが、来月は総会審議終了後に平成31年度の標準農作業労賃協定表の改訂に向けた検討会の開催を予定しております。通常よりお時間をいただくようになります

ので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

会 長 皆様のほうから質問、ご意見等ございますか。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

農作業賃金協定についてですけれども、来月となっておりますけれども、前回でしたか、担当の事務局の方からもそんな話が出ましたが、いわゆる一般農作業労賃が6,500円という設定にどの地区もなっております。基本的に今の現状から見ると、皆さんに支払っている金額は多分もっとあると思うんです。農業以外の労賃に対しても、余りにも農作業労賃が安い。これを地区ごとに違う金額を設定するというのもどうなのかと思われまので、もしそういう検討があれば、白河市同一金額で出せるような形もちょっと考えていただければと思うんですけれども、どうでしょうか。

会 長 この件につきましては、他作業の労賃と比べて、もう少し高くできないかということと、4地区全部を統一できないかということだと思っておりますけれども、よろしいですか。

鈴木委員 はい。

会 長 その件について、今回じゃなくても、次のときにもう一回話を出すとして、局長、お願いします。

事務局長 今年度の資料として、現在の労賃表をお配りしました。こちらのほうを参考にしていただきまして、今、ご意見いただきました内容を踏まえ、皆様方に思慮していただきまして、来月総会にご提案、ご意見いただきたいと思っております。6,500円というのは8時間という換算でございますので、一時間800円としましても、6,400円よりは上回っているという状況でございます。最低賃金が今、大体800円ぐらいでございますので、標準ではないかという考え方になるものと思っております。ただ、農作業の場合は、作業内容から見た場合、内容によっては重労働というふうに見られることも考えられますので、その辺もあわせて、皆様とご協議をしていきたいと考えております。

4地区統一をとということなんですが、本来、白河市として統一ができるのが一番いいことではないかと思われまますが、地域性が何せございますので、その点もあわせて皆様方にご協議いただきながら決定していきたいと考えております。

以上になります。

会 長 ただいま局長からありましたように、今回、これをお持ち帰りいただきまして、次

回の際に、鈴木委員から要望のあった労賃につきましても、もう一度、検討をしていきたいと思いますが、それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

会 長 そのほか、ご意見、質問等ございますか。  
ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、以上で本日の総会を終了いたします。

---

◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成30年第10回白河市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

(午後 2時50分)